

東村山駅西口地下駐輪場自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書（参考）

本仕様書は、〇〇〇（以下「甲」という。）と委託業務受託者（以下「乙」という。）が「東村山駅西口地下駐輪場自家用電気工作物保安管理業務委託」の履行にあたり、適用する業務の範囲及び業務の進め方について定めるものである。

- 1 委託件名 東村山駅西口地下駐輪場自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 委託事業場の名称及び所在地  
東村山駅西口地下駐輪場 東村山市野口町一丁目4番地
- 3 契約期間  
平成 年4月1日から平成 年3月31日まで。
- 4 保安管理業務  
受託者は、電気事業法（43条第1項）及び同施行規則、経済産業省告示及び通達に基づき保安管理業務にあたること。  
保安管理業務は、電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という）が、保安規定に基づき自ら実施すること。
- 5 設備の容量 125KVA 非常用予備発電機は無し。
- 6 点検種別及び点検内容
  - (1) 月次点検  
毎月一回（1ヶ月周期）又は経済産業省告示第249号で定める  
設備条件を満たす場合は、隔月1回（2ヶ月周期）の頻度で実施する  
もので、停電を伴わないで行う点検。（別紙1）
  - (2) 年次点検  
1年に1回の周期で実施するもので、月次点検に加え主として施設を停電させて行なう  
点検・測定及び試験。午前2時から4時までに行う。
  - (3) 臨時点検  
事故・災害等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合など必要に応じて実施する  
点検。
  - (4) 工事中の点検・自家用電気工作物の設置又は変更等工事期間中に実施する点検。なお、  
工事が完了した場合は、自家用電気工作物の検査を実施し、保安上支障のないことの  
確認を行う。  
なお、受託者が行なう点検・測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて行なう。（別  
表1）  
また、委託者は事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託  
契約書に明記された電気管理者等であることの確認を行う。このため、電気管理技術  
者等は身分証明書等を提示して本人であることを明らかにすること。ただし緊急の場  
合はこの限りでない。
- 7 点検・測定及び試験の全部又は一部を実施しない電気工作物  
別紙2に掲げる電気工作物及び業務上の都合で受託者が立ち入りできない場所に設置  
された機器等については、委託者が電気管理技術者等の監督の下で点検・測定及び試験  
の全部又は一部を行う。なお、電気管理技術者等はその記録の確認を行う。

## 8 マネジメント規程の遵守

電気保安法人は、自ら定めた保安管理業務マネジメント規程を遵守すること。

## 9 適用法令及び経済産業省への申請、届出等

### (1) 適用法令等

契約の履行にあたっては、次の関係法令等に基づいて業務を行なう。

- ア 電気事業法（※）
- イ 大気汚染防止法
- ウ 消防法
- エ 労働安全衛生法

（※）第42条の保安規程に基づき、これを遵守し業務を行なうこと。

### (2) 経済産業省への申請、届出等

ア 契約の履行上必要な所轄の監督部への申請・届出等の諸手続きは、委託者の要請を受けて、受託者は速やかに行なうこと。

なお、必要に応じて受託者は委託者に対し、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きに関する指導・助言を行なうこと。

イ 前項の申請に係る承認が得られない場合又は契約期間内に受託者に起因して、承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できる。

### (3) 測定器具

本保守委託に用いる測定器具については受託者によるものとし、使用する測定器具は、自家用電気工作物保安管理規程に基づく校正試験を実施することとし、試験記録は委託者の求めに応じて開示すること。

### (4) 安全用具

受託者が使用する保護具等の安全用具は、労働安全衛生規則に基づく自主検査を実施し、絶縁性能を維持していることを確認することとし、検査記録は委託者の求めに応じて開示すること。

## 10 電気事故に対する措置

自家用電気工作物について、事故その他異常が発生し又は発生するおそれがある場合においては、応急措置を講ずるとともに、原因を調査し、委託者に対し事故の再発防止のためにとるべき措置について指導又は助言をするほか、必要に応じて「臨時点検」を行なうこと。また、臨時点検は本委託に含まれ無償にて行なうこと。

## 11 電気事故等における対応及び体制

- (1) 個人事業者（電気管理技術者）にあつては、委託者と常時連絡がとれる体制を確保すること。
- (2) 電気保安法人にあつては、委託者と電気保安法人の事務所及び保安業務担当者と常時連絡がとれる体制を確保すること。
- (3) 受託者は、連絡を受けてから可能な限り速く（2時間以内）当該事業場へ到着出来る体制になっていること。また、休日・夜間の連絡方法についても明確にしておくこと。
- (4) 以上に掲げる事項に際し、担当責任者と概ねの到着時間を予め明確にしておくこと。
- (5) その他、応急措置・臨時点検等を含め、本委託内における事故・故障等については、別途料金の設定をしないこと。

## 1 2 絶縁監視装置の設置

- (1) 事業場には、原則として通達に適合する自動通報方式絶縁監視装置を設置し、低圧使用設備全般について常時絶縁状態を監視すること。警報動作電流の上限値は50mAとする。なお、故障時は無料にて修理すること。
- (2) 絶縁監視装置から警報が発せられた場合には、当該事業場の連絡責任者に連絡し自家用電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じて速やかに対応すること。
- (3) 保安委託業務に用いる個別機器の設置に伴うリース関連業務が発生する時は受託者が負うこととする
- (4) 委託期間満了時の絶縁監視装置等を取り付けてある場合の取り外し費は無料にて行なうこと。

## 1 3 点検結果の報告

### (1) 委託者（事業場）への報告

ア 点検結果については点検後報告書をもって速やかに報告すること。

### (2) 委託者（契約窓口）への報告

以下の事項については、保安管理業務対象事業場の全てを総括して報告すること。

ア 月次・年次点検報告書及び設備の不良箇所一覧表（※）（点検翌月15日まで）ただし、点検において異常が発見された事業場のうち緊急を要する事項については、速やかに報告すること。

※一覧表は、不良設備のあった事業場名、不良設備場所と不良機器名称及び不良内容（不良内容については電気設備技術基準に適合しない事項とその他の不良事項とに整理する）の項目を設けること。

イ 年次点検の年間実施予定月（契約締結後速やかに）

ウ 事故・災害時の臨時点検の対応報告（点検翌月15日まで）

エ 変圧器等のPCB（微量PCB混入の可能性が否定できない機器を含む）混入機器リスト（年度末）。

## 1 4 電気保安講習会の開催

- (1) 委託者の要請に応じて、委託者の職員に対して電気安全に関する講習会を行なうこと。
- (2) 講習会は電気安全の他、電気事業法の改正内容等を含むこと。

## 1 5 注意事項

- (1) 職員等の安全には特に注意すること。
- (2) 点検に際しては諸法令に従い、災害防止に留意すること。
- (3) 疑義が生じたときには、甲乙協議により解決にあたること。

## 東村山駅西口地下駐輪場自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書細目

### (監視装置の設置)

第1条 受託者は、自家用電気工作物の管理業務を行うにあたり、低圧電路の絶縁状態を監視する自動通報方式の装置（以下「絶縁監視装置」とする）を設置するものとする。

### (点検の頻度)

第2条 各点検の頻度は次のとおり行うこと。

- (1) 月次点検 隔月1回
- (2) 年次点検 毎年1回

2 前項に定める年次点検には月次点検が含まれるものとする。

### (委託業務の内容)

第3条 受託者が実施する保安管理業務は、次の各号とする。

- (1) 東村山駅西口地下駐輪場に設置の電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について市に報告すること。
  - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生するおそれがある場合において、市や電力会社等より通知を受けた時には、事故原因を探し、応急措置を助言し再発防止にとるべき措置について報告するとともに必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
  - (3) 絶縁監視装置からの警報を受託者が受けた場合、受託者は連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに電気管理技術者等が点検を行い、適切な措置をとること。なお、警報発生時の受信の記録を3年間保管すること。
  - (4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
  - (5) 東村山駅西口地下駐輪場における自家用工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業省への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
  - (6) 東村山駅西口地下駐輪場における自家用工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について市に報告すること。
  - (7) 東村山駅西口地下駐輪場における自家用工作物の設置又は変更の工事について、市の通知を受けて工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について市に報告すること。
- 2 委託者は、別表2に示す日常巡視を行う。電気管理技術者等は、月時点検時に異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には点検を行うこと。

### (協力及び義務)

第4条 委託者は、受託者が保安業務の実施にあたり報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

2 受託者は、保安業務を誠実にを行うものとする。

### (点検、測定及び試験の基準等)

第5条 第3条第1項1号に基づく定期的な点検、測定及び試験は、別表1のとおりとする。

2 第3条第1項2号のうち、必要の都度行う臨時点検は、次によるものとする。

- (1) 絶縁監視装置からの警報を受信した場合、次に掲げる処置を行うこと。
    - ア 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
    - イ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
  - (2) 事故・故障発生時に次に掲げる処置を行うこと。
    - ア 事故・故障の発生するおそれの連絡を委託者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
    - イ 電気管理技術者等が事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。
    - ウ 事故・故障の原因が判明した場合は電気管理技術者等が同様の事故・故障を再発させない為の対策について委託者に指示又は助言を行う。
    - エ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が委託者に対し、事故報告するよう指示し助言を行う。
- 3 第3条第1項7号に定める工事中の点検は、別表1の月次点検に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

(相互の通知)

第6条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を受託者に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業省に提出する場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (5) 電気工作物の工事及び運用に従事するものに対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、また演習訓練を行う場合
- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- (9) 電気の保安に関する組織変更をする場合
- (10) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- (11) 電力会社等との契約電力を変更する場合
- (12) 絶縁監視装置が警報を発した場合
- (13) その他必要な場合

2 受託者は、次の各号に掲げる事項を市に通知するものとする。

- (1) 受託者の執務時間内における受託者への連絡方法
- (2) 受託者の執務時間外における受託者への連絡方法
- (3) その他必要な事項

(連絡責任者等)

第7条 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知する。

2 委託者は、連絡責任者を受託者の行う保安管理業務に原則立ち合わせるものとする。

(実施日程等)

第8条 受託者は、第3条第1項1号に定める業務について、原則として平日の受託者の執務

時間に実施すること及びあらかじめ委託者に対して実施予定日を次のとおり通知するものとする。

- (1) 月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）については実施予定の前日まで
  - (2) 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）については実施予定日の2週間前まで
- 2 委託者は前項の実施予定日を尊重し、これに協力する。ただしやむ終えない理由により日程の変更を必要とする場合は、委託者と受託者協議のうえ、新たな日程を定めるものとする。
- 3 年次点検等の実施において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きは、受託者が行うことができるものとする。

（事業場の立ち入り等）

第9条 受託者は、保安管理業務を行うため必要に応じて委託者の事業場に立ち入ることができるものとする。この場合受託者は、委託者の服務規律を尊重するものとする。

（保安業務担当者の資格等）

- 第10条 受託者は保安管理業務に従事するもの（以下「保安業務従事者」という）には、電気事業法施工規則に適合するものをあてるとし、委託者の事業場の担当者（以下「保安業務担当者」という）には、保安業務従事者から指名するものとする。
- 2 保安業務担当者は、必要に応じて保安業務従事者に、保安業務の一部を実施させることができる。
  - 3 保安業務従事者は、保安管理業務に従事する証を常に携帯し、委託者の求めに応じて提示することとする。
  - 4 保安業務従事者は、必要に応じて補助者を同行し保安管理業務実施を補助させることができるものとする。

（記録の確認等）

第11条 受託者は保安管理業務の遂行上、必要がある場合には委託者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

（記録の保存）

第12条 委託者は受託者が報告した保安管理業務の結果の記録等を3年間保管するものとする。

（絶縁監視装置の設置等）

- 第13条 受託者が所有する絶縁監視装置を、受託者が委託者の事業場に設置するものとする。
- 2 委託者は受託者が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線などの既存施設の利用について協議の上便宜を供するものとする。
  - 3 絶縁監視装置及び設置工事に要する費用は、受託者の負担によるものとする。
  - 4 絶縁監視装置の保守は受託者が行うものとし、その費用は受託者が負担するものとする。
  - 5 委託者は受託者の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わない。

（絶縁監視装置の撤去）

第14条 受託者は、次の各号にいずれかに該当する場合は、委託者と受託者の協議により、絶縁監視装置を無償にて撤去するものとする。

- (1) 「点検頻度隔月1回以上の需要設備の条件」(別紙1)を満たさなくなった場合
- (2) 委託者の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合
- (3) 委託者より絶縁監視装置の撤去の申し出があった場合

(機密の保持)

第15条 委託者及び受託者は、本保安全管理業務により知り得た機密を他に漏らさないものとする。

(仕様書等の記載事項の解釈)

第16条 仕様書等の記載事項の解釈について疑義を生じた場合、又は仕様書等に定めのない事項については、委託者と受託者は協議するものとする。

## 別紙 1

### 点検頻度隔月 1 回以上の需要設備の条件

点検頻度を隔月 1 回以上にすることができる需要設備とは、次の（1）から（6）までの条件のすべてに適合する需要設備のことをいう。

- （1）構外にわたる高圧電線路がないもの
- （2）柱上に設置した高圧変圧器が無いもの
- （3）高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの
- （4）保安上の責任分界点又は、これに近い個所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は、地絡遮断器が設置されているもの
- （5）責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、変電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示用変成器及び、主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの
- （6）低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置を有しているもの



## 別紙2

### 一部又は、全部を実施しない点検、測定及び試験

1. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物
  - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
  - (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けているもの等の点検を要する消防設備等又は特殊消防設備等
  - (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき検査業者等の検査を要することとなる機械
  - (4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を要する者による調整を要する機械（医療用機器・オートメーション化された工作機械群等）
  - (5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
2. 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物
  - (1) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業伴う場所、放射線管理区域等）
  - (2) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書補完室、研究室、金庫室、電算室）
  - (3) 衛生管理のため立入が制限されている場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
  - (4) 機密管理のため立入が制限されている場所（独居房等）
  - (5) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (4) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (5) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

別表 1

点検及び試験の基準

| 対象設備 |             | 月次点検     |   | 年次点検                             |  |  |
|------|-------------|----------|---|----------------------------------|--|--|
|      |             | 種類及びその内容 |   | 種類及びその内容                         |  |  |
|      |             | 外観点検     | 測定  | 外観点検                             | 試験及び測定   |  |
| 引込関係 | 引込線路        | 電線及び支持物  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ             |                                  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ<br>接地線接続部のゆるみ<br>ハンドホール・マンホールの浸水         | 絶縁抵抗測定   |
|      |             | ケーブル     | 汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ             |                                  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ<br>接地線接続部のゆるみ                            | 絶縁抵抗測定   |
|      | 負荷開閉器       | 負荷開閉器    | 汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ |                                  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ<br>接地線接続部のゆるみ<br>開閉操作確認、表示確認 | 絶縁抵抗測定<br>保護継電器動作特性試験<br>保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験  |
|      |             | 高圧キャビネット | ピラディコン・モールドディコン                             | 汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ |  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ<br>接続箇所のゆるみ<br>接触子の接触状態確認<br>接地線接続部のゆるみ<br>開閉操作確認 |
|      | 地中線用GR付き開閉器 |          | 汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、開閉指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ   |                                  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、開閉指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ 接地線接                           | 接地抵抗測定<br>絶縁抵抗測定<br>保護断電器動作等性試験<br>保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験                              |

|        |       |        |   |  |   |   |
|--------|-------|--------|---|--|---|---|
|        |       |        |   |  | 続部のゆるみ  |   |
| 高圧受電設備 | 零相変流器 | 零相変流器  | 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ                                      |  | 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ<br>二次配線接続部のゆるみ<br>接地線接続部のゆるみ                                   |   |
|        | 断路器   | 断路器    | 汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ<br>接触・接続部の過熱の有無 ※1                      |  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ<br>接続箇所のゆるみ<br>接触子の接触状態の確認<br>操作機構部の動作状態確認<br>接地線接続部のゆるみ          | 絶縁抵抗測定  |
|        | 負荷開閉器 | 負荷開閉器  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、高圧ヒューズの過熱、変色、熔断表示の確認、接地線の腐食・断線・外れ<br>接触・接続部の過熱の有無 ※1 |  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、高圧ヒューズの過熱、変色、熔断表示の確認、接地線の腐食・断線・外れ<br>接触子の接触状態の確認<br>操作機構部の動作状態確認<br>接地線接続部のゆるみ | 絶縁抵抗測定<br>保護継電器動作特性試験<br>保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験           |
|        | 遮断器   | 遮断器    | 汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、接地線の腐食・断線・外れ<br>接触・接続部の過熱の有無 ※1                   |  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、接地線の腐食・断線・外れ  | 絶縁抵抗測定<br>保護継電器動作特性試験<br>絶縁油試験 ※2<br>保護継電器と遮断器の連動動作試験 |
| 高圧受電設  | 計器用変成 | 計器用変成器 | 汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・   |  | 汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ<br>接続箇所のゆるみ  | 絶縁抵抗測定  |

|        |  |  |  |                             |   |                        |
|--------|--|--|--|-----------------------------|---|------------------------|
| 備      | 器  |  | 断線・外れ<br>接触・接続部の<br>過熱の有無 ※<br>1   |                             | 二次配線接続部のゆるみ<br>接地線接続部のゆるみ   |                        |
|        | 高圧<br>カッ<br>トア<br>ウト                         | 高圧カッ<br>トアウト                             | 汚損、亀裂、腐食、<br>損傷、異音、異臭、<br>変色<br>接触・接続部の<br>過熱の有無 ※<br>1                          |                             | 汚損、亀裂、腐食、損傷、<br>異音、異臭、変色<br>接続箇所<br>のゆるみ<br>接触子の接触状態の<br>確認                                   | 絶縁抵抗測定                 |
|        | 変圧器  | 変圧器                                      | 汚損、亀裂、腐食、<br>損傷、異音、異臭、<br>変色、漏油、振動、<br>接触線の腐食・断線・<br>外れ<br>過熱の有無 ※<br>1          | B種接<br>地線漏<br>洩電<br>流測<br>定 | 汚損、亀裂、腐食、損傷、<br>異音、異臭、変色、漏油、<br>振動、<br>接地線の腐食・断線・<br>外れ<br>接続箇所<br>のゆるみ<br>内部確認<br>接地線接続部のゆるみ | 絶縁抵抗測定<br>絶縁油試験 ※<br>2 |
| 高圧受電設備 | 進相<br>用コ<br>ンデ<br>ンサ<br>・直<br>列リ<br>アク<br>トル | 進相用コ<br>ンデ<br>ンサ<br>・直<br>列リ<br>アク<br>トル | 汚損、亀裂、腐食、<br>損傷、異音、異臭、<br>変色、漏油、振動、<br>ふくらみ、<br>接地線の腐食・断線・<br>外れ<br>過熱の有無 ※<br>1 |                             | 汚損、亀裂、腐食、損傷、<br>異音、異臭、変色、漏油、<br>振動、ふくらみ、<br>接地線の腐食・断線・<br>外れ<br>接触箇所<br>のゆるみ<br>接地線接続部のゆるみ    | 絶縁抵抗測定<br>絶縁油試験 ※<br>2 |
|        | 避雷器  | 避雷器                                      | 汚損、亀裂、損傷、<br>異音、異臭、変色、<br>接地線の腐食・断線・<br>外れ<br>過熱の有無 ※<br>1                       |                             | 汚損、亀裂、損傷、異音、<br>異臭、変色、<br>接地線の腐食・断線・<br>外れ<br>接続箇所<br>のゆるみ<br>接地線接続部のゆるみ                      | 絶縁抵抗測定                 |

|           |       |               |   |                |   |   |
|-----------|-------|---------------|---|----------------|---|---|
|           | 高圧母線等 | 高圧母線等         | 汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、過熱の有無 ※1  |                | 汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色<br>接続箇所のゆるみ   | 絶縁抵抗測定  |
| 高低圧受・配電盤  | 受・配電盤 | 受・配電盤         | 汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ<br>計器の指示状態                       | 電圧測定<br>負荷電流測定 | 汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ<br>計器の指示状態<br>接続箇所のゆるみ<br>接地線接続部のゆるみ | 絶縁抵抗測定<br>保護継電器動作<br>特性試験<br>保護継電器と遮断器の連動<br>動作試験 |
|           | 接地装置  | 接地装置          | 接地線の腐食・断線・外れ  |                | 接地線の腐食・断線・外れ<br>接地線接続部のゆるみ  | 接地抵抗測定  |
| 構造物等・配電設備 | 構造物等  | 受電所建物・キュービクル等 | 腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪浸入、小動物の侵入の有無、鍵の状態、照明設備の点灯状態、保護柵の状態、周囲状況、消化設備の状態、標識・表示の状態 |                | 腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪浸入、小動物の侵入の有無、鍵の状態、照明設備の点灯状態、消火設備の状態、標識・表示の状態                 |   |
|           | 配電設備  | 配電設備          | 汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ                                |                | 汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ<br>接地線接続部のゆるみ<br>ハンドホール・マンホールの浸水   | 絶縁抵抗測定  |

|          |              |              |   |  |   |             |
|----------|--------------|--------------|---|--|---|-------------|
| 負荷設備     | 低圧機器         | 低圧機器         | 汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ         |  | 汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ<br>接続箇所のゆるみ                 | 絶縁抵抗測定      |
|          | 低圧配線・制御配線    | 低圧配線・制御配線    | 異音、異臭、変色                                |  | 異音、異臭、変色<br>接続箇所のゆるみ  | 絶縁抵抗測定      |
|          | 開閉器          | 開閉器          | 汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色                    |  | 汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色<br>接続箇所のゆるみ                            | 絶縁抵抗測定      |
|          | 配線用遮断器・漏電遮断器 | 配線用遮断器・漏電遮断器 | 汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色                       |  | 汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色<br>接続箇所のゆるみ                               | 絶縁抵抗測定      |
| その他      | P C B 使用機器   | PCB 使用機器     | 使用・保管の表示、漏油                             |  | 使用・保管の表示、漏油   |             |
| 非常用予備発電装 | 原動機及び付属装置    | 原動機及び付属装置    | 起動・停止の状態<br>汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、油量、漏油、水量、 |  | 自動起動・自動停止の状態<br>汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、油量、漏油、水量、営巣、振動<br>計器の指示状態 | 保護継電器動作特性試験 |

|           |                   |                   |  |  |  |                                  |
|-----------|-------------------|-------------------|--|--|--|----------------------------------|
| 置         | 置                 |                   | 営巣、振動計器の指示状態   |  |  |                                  |
|           | 発電機及び励磁装置         | 発電機及び励磁装置         | 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ<br>電圧、回転数等の計器の指示状態 |  | 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ<br>電圧、回転数等の計器の指示状態<br>接続箇所のゆるみ<br>接地線接続部のゆるみ | 接地抵抗測定<br>絶縁抵抗測定                 |
| 非常用予備発電装置 | 遮断器・開閉器・配電盤・制御装置等 | 遮断器・開閉器・配電盤・制御装置等 | 各機器の点検箇所に順ずる   |  | 各機器の点検箇所に順ずる   | 保護継電器動作<br>特性試験<br>インターロック<br>試験 |
|           | 蓄電池               | 蓄電池               | 汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液<br>計器の指示状態                      |  | 汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液<br>計器の指示状態<br>接続箇所のゆるみ<br>触媒栓の有効期限確認                      | 比重測定<br>液温測定<br>均等充電<br>電池電圧測定   |
| 蓄電池設備     | 充電装置及び付属装置        | 充電装置及び付属装置        | 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、<br>運転指示状態、<br>接地線の腐食・断線・外れ        |  | 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、<br>運転指示状態、<br>接地線の腐食・断線・外れ<br>接続箇所のゆるみ<br>接地線接続部のゆるみ        | 接地抵抗測定<br>絶縁抵抗測定                 |

注：※1を付した事項は、外観点検で異常と疑わしい場合に温度を測定する。

※2を付した事項は、電気管理技術者の下、必要に応じて実施する。

別表 2

## 日常巡視

| 巡視箇所      |                        | 巡視要領              |
|-----------|------------------------|-------------------|
| 引込施設      | 引込線路、負荷開閉器、高圧キャビネット    | 他物との接触、損傷         |
| 受電設備      | 発電所建物、キュービクル           | 損傷、施錠状態、周囲の整理     |
| 配電設備      | 指示計器等、表示装置             | 指示状態、点滅表示確認       |
| 負荷設備      | 電動機、電熱装置、照明設備、配線、配線器具等 | 損傷、異音、異臭          |
| 非常用予備発電装置 |                        | 損傷、汚損、燃料貯蔵量、漏油、漏水 |

【備考】異常があった場合は、電気管理技術者に連絡するとともに日誌等に記入する。